

耐熱形配電盤等に関する認定規約

平成16年12月 1日 制定
平成17年 3月 3日 改定
平成18年 6月 1日 改定
平成19年12月10日 改定
平成25年 7月31日 改定
令和 7年 4月 1日 改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、消防庁告示第10号(昭和56年)配電盤及び分電盤の基準に基づき、低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤の認定業務を行うために、JEA非常用配電盤等認定委員会(以下「委員会」という。)が行う事項について規定する。

(定義)

第2条 この規約で用いる主な用語の定義は、次による。

(1) 耐熱形配電盤等

耐熱形配電盤等とは、一種及び二種の耐熱形配電盤・耐熱形分電盤をいう。

(2) 耐熱形配電盤等認定基準

耐熱形配電盤等認定基準とは、委員会が認定業務を行うため、配電盤等製造業者(以下「製造者」という。)が製作する耐熱形配電盤等に対して定めた基準をいう。

注釈1 製造者には、申請者及び型式認定取得者を含む。

(3) 防災電源

防災電源とは、消防法でいう非常電源及び建築基準法でいう予備電源を総称したものをいう。

(4) 型式区分

型式区分とは、耐熱形配電盤等の構造、性能等に関し委員会が定めた型式分類上の区分をいう。

(5) 型式認定

型式認定とは、型式区分された耐熱形配電盤等が「耐熱形配電盤等認定基準」に適合していることを委員会が確認し、認定することをいう。

(6) 認定型式

認定型式とは、型式認定された耐熱形配電盤等の型式をいう。

(7) 立入審査

立入審査とは、製造者の製造所で行い、「耐熱形配電盤等品質管理規程」に基づき、別添5「品質管理チェックシート」等により、適正な品質管理が行われているか、委員会が行う審査をいう。

(8) 立入調査

立入調査とは、製造者が耐熱形配電盤等に関する認定規約・認定基準・品質管理規程などに違反、疑い又は不都合が生じた場合、委員会が行う調査をいう。

(9) 認定証書

認定証書とは、委員会が発行する型式認定を証する書面、様式8「認定証書」をいう。

(10) 認定証票

認定証票とは、個々の製品が認定品である旨を表示する証票をいう。

(11) 誓約書

誓約書とは、製造者が、この規約を遵守することを誓約する書面、様式9「誓約書」をいう。

(12) 型式番号

型式番号とは、認定型式ごとに付与される記号及び番号をいう。

(13) 認定品

認定品とは、製造者が製造・販売する耐熱形配電盤等について、それらが認定型式に適合していることを保証したものをいう。

(14) 一部変更

一部変更とは、認定型式の耐熱性能に影響を及ぼす構造の変更及び仕様の追加等をいう。

(15) 軽補正

軽補正とは、認定型式の耐熱性能に影響を及ぼさない構造の変更及び仕様の追加等をいう。

(16) 注意ラベル

注意ラベルとは、認定品の納入後の増設・減設又は改造に対する措置方法を示したラベルをいう。

(非常用配電盤等認定委員会規程)

第 3 条 認定業務を行うために必要な委員会の構成等は、「非常用配電盤等認定委員会規程」による。

第 2 章 認 定 等

(型式認定)

第 4 条 委員会は、この規約に定めるところに基づいて耐熱形配電盤等の型式認定を行う。この規約に定める型式認定を受けようとする製造者は、委員会が行う認定試験を受けなければならない。

(試験の種類)

第 5 条 委員会の行う試験は、次の試験である。

- (1) 型式認定の申請に基づく、認定試験
- (2) 一部変更の申請に基づく、一部変更試験
- (3) 是正処置後の再試験の申請に基づく、再試験

(認定基準)

第 6 条 認定基準は、「耐熱形配電盤等認定基準」による。

なお、認定試験は、書類審査、立入審査、構造検査、耐熱試験から構成される。

(型式認定申請者の資格)

第 7 条 型式認定を受けようとする製造者は、当該耐熱形配電盤等の製造所を有する者又は製造所の管理に関し当事者能力を備えた者でなければならない。

なお、当事者能力を備えた者とは、設計・試験・検査を行うことができる者をいう。

(型式認定の申請)

第 8 条 型式認定を受けようとする製造者は、「耐熱形配電盤等認定試験規程」に基づいて、型式認定の申請図書を作成し、委員会に申請しなければならない。

2. 認定証書の交付を受けようとする製造者は、様式 9「誓約書」を委員会に提出しなければならない。
3. 申請は、一製造所単位とする。

(認定試験の実施)

第 9 条 認定試験は、「耐熱形配電盤等認定試験規程」に基づいて行う。

(認定証書及び認定証票の交付)

第 10 条 委員会は、認定試験に合格した製造者に対して型式区分による様式 8「認定証書」を交付する。

2. 認定証書の再交付を受けようとする製造者は、様式 22「認定証書再交付依頼書」を委員会に提出しなければならない。
3. 製造者は、認定証書の型式に基づき、様式 25「認定証票交付申請書」により、認定証票及び注意ラベルの交付を受けることができる。
なお、認定証票及び注意ラベルの交付及び管理については、「耐熱形配電盤等認定証票規程」による。

(有効期限)

第 11 条 認定型式の有効期限は、認定証書交付日より起算して 5 年後の認定日前日とする。

(型式認定の更新)

第 12 条 型式認定は、所定の手続きを経て更新することができる。更新後の有効期限は第 11 条による有効期限と同一とする。

2. 型式認定の更新を受けようとする製造者は、「耐熱形配電盤等認定試験規程」に基づいて型式認定更新の申請図書を作成し、有効期限の 7 か月前から 3 か月前までに委員会に申請しなければならない。
3. 型式認定更新の試験は、「耐熱形配電盤等認定試験規程」に基づき行う。

(一部変更又は軽補正)

第 13 条 認定型式の一部変更又は軽補正をしようとする製造者は、様式 11「一部変更申請書」又は様式 13「軽補正願書」を委員会に提出し、審査を受けなければならない。

(認定型式の取下げ)

第 14 条 認定型式を取下げの場合、製造者は様式 23「認定型式取下げ願書」を委員会に提出しなければならない。

2. 取下げ期日は、事務局の受付日から 3 か月後とする。

第 3 章 品質の維持・管理

(適合義務)

第 15 条 製造者が製造する認定品は、型式認定申請図書の内容と同等のものでなければならない。

2. 認定品には、認定証票を取付けなければならない。
3. 製造者は、認定型式の取下げを行った製品に認定証票を取付けてはならない。

(品質管理)

第16条 製造者は、「耐熱形配電盤等品質管理規程」に定める品質管理を実施しなければならない。

2. 製造者は、出荷品に対して自主検査を実施し、その結果を10年間管理・保管しなければならない。

(立入審査及び立入調査の実施)

第17条 委員会は、製造者に対し「耐熱形配電盤等立入審査・立入調査規程」に基づき、立入審査及び立入調査を行うことができる。

(性能確認耐熱試験)

第17条の2 製造者は、「性能確認耐熱試験規程」に基づき、性能確認耐熱試験を行い委員会に報告しなければならない。

(改善命令)

第18条 委員会は、製造者がこの規約に違反した場合は期限付きの改善命令を出し、この期間内に指摘事項の改善を指示するものとする。

(認定の取消し)

第19条 委員会は、製造者が前条の命令に対し正当な理由がなく、これに応じない場合はその認定を取消することができる。

第4章 雑 則

(公平性)

第20条 委員会は、業務の運営にあたって製造者に対し全て同等に扱うものとする。

(守秘義務)

第21条 委員会は、現行の法規又は関係する機関の要求がある場合を除き、認定業務を通じて得られる全ての情報を、第三者に明かさなない守秘義務を負うものとする。

(苦情及び異議の申立て)

第22条 製造者は、認定業務に係わる行為については苦情の申立てを、認定試験の可否に関しては異議の申立てを、委員会に行うことができる。

(手数料)

第23条 製造者は、「耐熱形配電盤等手数料規程」によって定める手数料を納付しなければならない。

(型式認定申請書記載事項の変更)

第24条 製造者は、型式認定申請図書の記載事項について変更を生じた場合、30日以内に委員会へ様式20「型式認定申請書記載事項変更届」を提出しなければならない。

(継承)

第25条 製造者が、認定に係わる事業の全部を譲渡、相続又は合併を行ったときは、次に掲げる者又は法人にその事業の全権利を継承できるものとする。

- (1) 事業を譲り受けた者
- (2) 事業の相続人
- (3) 合併後存続する法人
- (4) 合併により新たに設立された法人

2. 権利を継承するときは、様式21「型式認定権利継承届」と併せて必要図書類を委員会に提出し、審査を受けなければならない。

(公告)

第26条 委員会は、型式認定、型式認定の更新、認定型式の取消し、取下げ及び継承があったときは、公告してその周知を図るものとする。

(事故責任の帰属)

第27条 認定品において事故が生じた場合、その処理及び損害賠償の責務は、当該製造者に帰属するものとする。

(責任と権限)

第27条の2 製造者は、認定品の品質を確保する責任を有し、認定品に不具合が生じた場合、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 速やかに委員会に報告すると共に、適切な措置を講ずる。
 - (2) 不具合が生じた原因の調査及び再発防止策等を様式28「是正処置報告書」をもって委員会に報告する。
2. 委員会は、必要に応じ、再発防止策等に対し指導することができる。
- なお、この場合の処置の責務は、当該製造者に帰属するものとする。
3. 委員会は、認定品に不具合がある旨の情報を得た場合、製造者に対し、速やかにその原因を調査・報告させ、必要な再発防止策等を講ずるよう指導することができる。

(規約の改廃等)

第28条 委員会は、認定業務を適正かつ効果的に運営、維持するため、認定規約の見直しすることができる。また、この規約に定められていない事項については新たに、定めることができる。

付則

1. この規約は、平成16年12月1日より施行する。
2. この規約は、一般社団法人日本配電制御システム工業会（旧 社団法人日本配電盤工業会）で昭和59年4月23日に制定された「耐熱形配電盤等に関する認定規約」を、継承する。
3. この改定規約は、令和7年4月1日 改定より施行する。